

堺市公報 第176号	令和3年7月2日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課】	2
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定について 【危機管理室防災課】	3
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	8
○建築基準法第71条の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
<教育委員会規則>	
○堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則 【教育委員会事務局総務部学務課】	13
<農業委員会告示>	

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】…………… 13

規 則

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第80号

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則（平成14年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「会議」の次に「（以下単に「会議」という。）」を加える。

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項第3号中「第13条」を「第17条」に改め、同条を第13条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第3項中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第12条関係）」に改める。

様式第2号（甲）中「様式第2号（甲）」を「様式第2号（甲）（第13条関係）」に、「第12条第3項」を「第13条第3項」に改める。

様式第2号（乙）中「様式第2号（乙）」を「様式第2号（乙）（第13条関係）」に、「第12条第3項」を「第13条第3項」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第14条関係）」に改める。

様式第4号（甲）中「様式第4号（甲）」を「様式第4号（甲）（第15条関係）」に、

「第14条」を「第15条」に改める。

様式第4号(乙)中「様式第4号(乙)」を「様式第4号(乙)(第15条関係)」に、「第14条」を「第15条」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第16条関係)」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号(第16条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第241号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に基づき新たに指定した指定福祉避難所(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。以下同じ。)及び同法第49条の7第1項の規定に基づき既に指定をしている避難所のうち指定福祉避難所に該当するものについて、同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定福祉避難所(新規指定分)

施設等の名称	所在地
ワークセンターヴァンサンクつつじ (令和3年3月31日以前の名称:ワークセンターつつじ)	堺市美原区小平尾953番
ケアハウスゆーとりあ	堺市中区見野山162
ゆーとりあ	堺市中区見野山164
デイサービスセンターひがしやま	堺市中区東山719番1

グループホームひがしやま（認知症対応）	堺市中区東山719番1
小規模多機能型居宅介護事業所ひがしやま	堺市中区東山720番1
特別養護老人ホームあけぼの苑	堺市北区野遠町344番地1
ケアハウスセツンの家	堺市南区檜尾3360-10
特別養護老人ホームソルメゾン	堺市東区菩提町2丁62番地1
特別養護老人ホームつるぎ荘	堺市東区日置荘田中町143-1
グループホームつるぎ荘やしも地域サポートセンター	堺市東区石原町3丁150
特別養護老人ホームハーモニー	堺市東区南野田33
ケアハウスハーモニーコート	堺市東区南野田34
特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1
介護老人保健施設ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
グループホームファミリーハウス美原	堺市美原区平尾1848番地1
泉北園百寿荘	堺市南区茶山台3丁23-2
くみのき苑ゆらら	堺市東区南野田454-2
短期入所生活介護くみのき苑ゆらら	堺市東区南野田454-2
くみのき苑ゆららデイサービスセンター	堺市東区南野田454-2

2 指定福祉避難所（既指定分）

施設等の名称	所在地
美樹の園	堺市南区美木多上1359番地2
ピュアあすなろ	堺市南区稲葉3丁1581番地
堺あすなろ園	堺市西区草部744-6
あすなろ万崎の郷	堺市西区草部931-2
アトリエhana	堺市南区宮山台3丁1-8
パル・茅渟の里	堺市南区釜室995番地1
特別養護老人ホーム陵東館	堺市北区長曾根町1210番地の1
第二陵東館ショートステイセンター	堺市北区長曾根町1210番地の2
陵東館長曾根	堺市北区長曾根町713番地の2

美原荘	堺市美原区平尾595-1
軽費老人ホーム（ケアハウス）和風荘	堺市美原区平尾2196
美原荘「すごうの郷」	堺市美原区菅生1-1
堺福泉療護園	堺市西区草部341番地
特別養護老人ホームアリオン	堺市西区浜寺石津町西1丁2番7号
ハピネス金岡特別養護老人ホーム	堺市北区金岡町2725番地
ハピネス陵南グループホーム	堺市北区百舌鳥陵南町2丁662番地
特別養護老人ホーム槇塚荘	堺市南区逆瀬川1038番地2
特別養護老人ホームふれ愛の家	堺市中区土塔町2028番地
ケアハウスブレス南花田	堺市北区南花田町530番地
地域密着型特別養護老人ホームブレス南花田	堺市北区南花田町531番地
あいする久世グループホーム	堺市中区東八田387番地の1
特別養護老人ホームハートピア泉北	堺市西区大平寺331番地1
特別養護老人ホームハートピア堺	堺市堺区海山町3丁150番地1
特別養護老人ホーム年輪	堺市南区御池台5丁2番2号
特別養護老人ホームやすらぎの園	堺市中区深井畑山町2528番地1
特別養護老人ホームベルファミリア	堺市中区東山841番地1
特別養護老人ホームベルライブ	堺市堺区南安井町3丁1番1号
特別養護老人ホームベルアルプ	堺市西区菱木1丁2343番地16

公 告

堺市公告第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商

工労働部商業流通課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友堺福田店

堺市中区陶器北1684番地1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

合同会社西友

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

4 変更年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年6月18日

~~~~~

堺市公告第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市 上野芝

堺市西区上野芝町二丁目7番3号 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

合同会社西友

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年6月18日



堺市公告第375号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア堺上野芝店・バースデイ上野芝店  
堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁118番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

|                                                  |                                                   |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ウエルシア薬局株式会社<br>代表取締役 松本 忠久<br>東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 株式会社しまむら<br>代表取締役 鈴木 誠<br>埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

|     | 変更前                      | 変更後                  |
|-----|--------------------------|----------------------|
| 名称  | ウエルシア堺上野芝店・(仮称)バースデイ上野芝店 | ウエルシア堺上野芝店・バースデイ上野芝店 |
| 所在地 | 堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁118番1       | 堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁118番1   |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                                              | 変更後                                               |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ウエルシア薬局株式会社<br>代表取締役 水野 秀晴<br>東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | ウエルシア薬局株式会社<br>代表取締役 松本 忠久<br>東京都千代田区外神田二丁目2番15号  |
| 株式会社しまむら<br>代表取締役 野中 正人<br>埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 株式会社しまむら<br>代表取締役 鈴木 誠<br>埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 平成28年6月8日

(2)(3)令和3年5月19日

5 届出年月日

令和3年6月21日

~~~~~

堺市公告第376号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づく建築協定の認可について申請があったので、同法第71条の規定により公告するとともに、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 建築協定の名称 | 堺市北区中百舌鳥町1丁 芦ヶ池住宅地区建築協定 |
| 2 建築協定区域 | 堺市北区中百舌鳥町1丁31番1ほか |
| 3 縦覧場所 | 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課 |
| 4 縦覧期間 | 令和3年7月2日から
令和3年7月22日まで |

~~~~~

堺市公告第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区小阪297番1並びに八田寺町320番4の一部
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府高石市西取石三丁目6番5号  
TACLE株式会社  
代表取締役 平野 壮哲

~~~~~

堺市公告第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区上615番1及び615番14から615番19まで並びに西区草部1544番9及び1545番6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府和泉市府中町一丁目11番7号
ユウハウジング株式会社
代表取締役 前田 宏明

~~~~~

堺市公告第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区南花田町563番1及び563番13から563番20まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区福田46番地  
株式会社誠建設工業  
代表取締役 小島 一誠

~~~~~

堺市公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区日置荘原寺町168番の一部及び169番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲

教育委員会規則

堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月2日

堺市教育委員会

教育長 日 渡 円

堺市教育委員会規則第17号

堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則

第1条 堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、附則第6項中「及び附則第4項第2号」を削り、同項を附則第3項とし、附則第7項及び第8項を3項ずつ繰り上げ、附則第9項中「及び附則第4項第2号」を削り、同項第1号中「及び白鷺幼稚園」を「、白鷺幼稚園及びみはら大地幼稚園」に改め、「区域のうち美原区域以外の」を削り、同項第2号中「（みはら大地幼稚園を除く。）」及び「区域のうち美原区域以外の」を削り、同項を附則第6項とする。

第2条 堺市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 令和4年4月1日以後の入園に係る幼児の定員の決定及び入園に関し必要な手続その他の行為については、同日前においても、この規則による改正後の堺市立幼稚園園則の規定の例により行うことができる。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第7号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月2日

堺市農業委員会

会長 檀野 隆一

[日時]

令和3年7月8日（木）午後1時30分

[場所]

堺市産業振興センター4階 セミナー室4

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分_の報告について
- 5 その他